

アベすぎる 教科書が大阪市の中学生に

育鵬社 歴史・公民教科書 2016年4月から

教科書に戦争法

昨年9月の戦争法（安全保障関連法）成立をうけ、教科書会社が訂正を申請し、文科省に承認されたことが報じられました。（朝日新聞 3月6日付）

「中学の3社は、東京書籍、育鵬社、日本文教出版。公民のシェアがトップの東京書籍は、法成立の事実に加え、『憲法第9条で認められる自衛の範囲をこえているという反対の意見もあります』と明記した。一方、『新しい歴史教科書をつくる会』の流れをくむ育鵬社は『日本の安全保障体制が強化されました』『国際平和への積極的貢献の範囲も広がりました』と記載し、日本文教出版は『集団的自衛権の行使など、自衛隊の活動範囲が広がりました』とした。いずれも、反対意見については触れていない。」

育鵬社

戦争法成立で (安全保障関連法)

○日本の安全保障体制が強化されました

○国際平和への積極的貢献の範囲も広がりました

戦争法成立後、訂正を申請し文科省に承認された育鵬社公民教科書

成立後も戦争法廃止を求める国民の運動は広がり、5野党が戦争法廃止法案を2月19日提出しましたが、育鵬社教科書は、「僕らが戦争に行く」との中学生の不安に応えない、まさに「アベすぎる」教科書です。（女子高生に流行っていると言われる言葉。他人の話が聞けない、馬鹿すぎる、聞かれたことに答えない、ごまかすの意）

「集団的自衛権 憲法上許される」

育鵬社公民教科書（2015年3月検定済）は、「日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合に、日本が必要最小限度の範囲で実力を行使することは、憲法上許されるのではない」との指摘があります。「2014年には、政府の従来の憲法解釈を変更して、限定的に集団的自衛権の行使を容認することを閣議決定しました。」とすでに書いていますが、「戦争する人づくり」の教科書であることが改めて明らかになりました。

教科書に安保法 記述にばらつき 中学・高校今春から使用

昨年9月に安全保障関連法が成立したことを受け、教科書会社が中学と高校で使われる公民教科書の訂正を申請し、文科省に承認された。社によ

◆ 戦争美化の教科書を子どもたちにわたさない大阪市民の会 ◆

連絡先：大阪市学校園教職員組合 Tel.06-6910-8700 2016年3月4日

朝日新聞3月6日付